

保育所等の保育料について(2号・3号認定用)

保育所(園)・認定こども園等を2号認定・3号認定を受けて利用される方用の案内です。

柏原市保育所等保育料徴収基準額表(令和元年10月現在)

※この表の金額はクラス年齢ごとの1か月あたりの保育料であり、柏原市に在住する全ての児童に適用されます。

※保育料は、見直しのため改定する場合がありますのでご了承ください。

階層	定義	0歳～2歳児クラス		3～5歳児クラス		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
1	生活保護世帯等	保育料無償				※給食費は保護者の皆様のご負担となります。 金額は施設により異なります。 なお、次のいずれかに該当する場合、副食費については免除となります。 ・年収360万円未満相当の世帯 ・就学前でかつ保育所や幼稚園等に通う兄・姉が2人以上いる
2A	市町村民税非課税世帯(軽減措置)					
2	市町村民税非課税世帯					
3A	市町村民税所得割非課税世帯(軽減措置)					
3	市町村民税所得割非課税世帯	8,000	7,900	保育料無償		
4A	48,600円未満(軽減措置)	5,550	5,450			
4	48,600円未満	11,100	10,900			
5A	63,000円未満(軽減措置)	7,500	7,350			
5	63,000円未満	15,000	14,700			
6A	77,101円未満(軽減措置)	9,000	9,000			
6	77,101円未満	22,000	21,600			
7	80,100円未満	22,000	21,600			
8	120,000円未満	25,900	25,500			
9	151,000円未満	36,000	35,400			
10	180,000円未満	44,500	43,800			
11	220,000円未満	49,100	48,300			
12	250,000円未満	56,800	55,900			
13	280,000円未満	58,000	57,000			
14	301,000円未満	59,000	58,000			
15	397,000円未満	60,000	59,000			
16	397,000円以上	62,000	61,000			
備考	就学前かつ保育所や幼稚園等に通う兄・姉が1人いる場合、保育料は半額に、2人以上いる場合は無料になります。ただし、市町村民税所得割額(父母等合算額)が57,700円未満の場合は全ての兄・姉の人数で計算をします。 第2～6階層には次の(1)～(3)に該当する場合、保育料の軽減措置があります(2A～6A)。(第2子以降は無料) (1)ひとり親世帯等(同居者がいる場合を除く) (2)在宅障がい児(者)のいる世帯 (3)申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると認められる場合					

(1) 保育料決定方法

4月～8月分保育料は前年度の、9月～翌年3月分保育料は当年度の父母及び家計の主宰者の市町村民税額(合算額)を保育料徴収基準額表に当てはめ、保育料を算定します。

市民税の税額が決定・更正された場合や保育料の軽減措置の対象になるような変更があった場合、年度内については遡って保育料を決定・変更いたします。

例) 保育料 市民税課税	令和6年4～8月分	令和6年9～令和7年3月分
	令和5年度 市町村民税額	令和6年度 市町村民税額

※保育料の算定にあたっては、住宅ローン控除や寄付金控除などの税額控除を適用しません。

※未申告等で課税額不明の場合は、最高階層で仮決定をします。

Q. 保育料がおおよそいくらになるか知りたい!



お答えします!

A. 保育料の算定基礎となる市町村民税の所得割額については、給与から住民税が特別徴収(いわゆる天引き)されている方は毎年6月に勤務先から受け取られる「特別徴収税額の決定・変更通知書」にて確認できます。

詳細な確認方法については、ウェブサイトをご確認ください。

http://www.city.kashiwara.osaka.jp/_files/00227193/2gou_hoikuryoukeisan.pdf



(2) 家計の主宰者の決定方法

[1] 扶養義務者等と同居している場合

父母それぞれの収入額がともに103万円未満の場合は、同居（住民基本台帳上の形式上ではなく、あくまで生活実態に基づく）している者のうち、**最多収入・最多税額の者を家計の主宰者**とします。

[2] 上記以外の場合

父母を家計の主宰者とします。

(3) 保育料の支払方法

【公立保育所、公立認定こども園及び私立保育所】

徴収者 … 柏原市

納期限 … 毎月末日（12月のみ25日） ※末日が土・日・祝日の場合はその翌平日となります。

支払方法 … 口座振替方式

【私立認定こども園及び小規模保育事業所】

徴収者 … 各施設

納期限等 … 納期限、支払方法等については、各施設にお問合せ下さい。

柏原市では、保育料を国が定める基準より低額に設定し、保護者の負担軽減を図っていますが、安全で充実した保育を実施していくためには、保護者から納付していただく保育料が重要な財源となります。期限内納付にご協力をお願いします。

保育料を滞納すると、自宅や勤務先への電話、給与等の差押え等を受ける場合があります。

家計の事情で保育料の納付が難しい場合は、**児童手当からの徴収や分割でのお支払も可能**ですので、**市役所こども施設課（24番窓口）**までご相談ください。

幼児教育・保育の無償化の対象

令和元年10月から、国による幼児教育・保育の無償化が実施され、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳児から5歳児までの全ての子どもたちの小学校就学前の3年間の保育料等が無償化されました。

※0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として保育料等が無償化されます。

5歳児クラス	無償化対象
4歳児クラス	
3歳児クラス	
2歳児クラス	無償化対象外 ※非課税世帯のみ対象
1歳児クラス	
0歳児クラス	

2歳児クラスの児童が、誕生日を迎え3歳に到達しても、無償化対象となるのは、翌年度の3歳児クラスからです。

保育所（園）・認定こども園等以外の無償化の対象施設は、ウェブサイトからご確認ください。

<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2019070300031/>



保育所等の時間外保育料について

認定を受けた保育時間以外に保育を受ける場合に必要となる時間外保育料は、各施設で料金を設定し、各施設で徴収します。詳細は各施設にお問い合わせください。

なお、公立施設における時間外保育の利用時間イメージ及び料金は以下のとおりです。

	7:30	9:00	17:00	18:30	19:00
標準時間認定	要申請	原則的な利用時間	要申請	1回あたり 200円	
短時間認定	1回あたり 500円		原則的な利用時間	1回あたり 500円	1回あたり 200円

時間外保育料は通常の保育料と同様に、第2子…半額、第3子…無料となります。

なお、18:30～19:00の1月あたりの上限額は3,000円です。（第2子…半額、第3子…無料）

※時間外保育料については無償化対象外です。